

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成28年12月8日(2016.12.8)

【公開番号】特開2016-91610(P2016-91610A)

【公開日】平成28年5月23日(2016.5.23)

【年通号数】公開・登録公報2016-031

【出願番号】特願2014-220864(P2014-220864)

【国際特許分類】

H 01 R	4/02	(2006.01)
H 01 B	7/00	(2006.01)
H 01 R	12/53	(2011.01)
H 05 K	3/34	(2006.01)
H 05 K	1/18	(2006.01)

【F I】

H 01 R	4/02	Z
H 01 B	7/00	3 0 6
H 01 R	12/53	
H 05 K	3/34	5 0 2 D
H 05 K	1/18	F

【手続補正書】

【提出日】平成28年10月21日(2016.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

同軸ケーブルの芯線が半田接続される同軸ケーブルの接続構造であって、前記芯線の側周面が半田接続される接合面を有した導電性接合部と、前記導電性接合部の幅方向両端部において、前記接合面よりも突出されたソルダーレジスト部とを有し、

前記ソルダーレジスト部同士が前記接合面を挟んで対向する幅は、前記接合面の長手方向の端部が最も拡大された幅に設定されていることを特徴とする同軸ケーブルの接続構造。

【請求項2】

前記ソルダーレジスト部同士が前記接合面を挟んで対向する幅は、前記ソルダーレジスト部における前記突出側の頂部が最も拡大された幅に設定されていることを特徴とする請求項1に記載の同軸ケーブルの接続構造。

【請求項3】

前記ソルダーレジスト部の突出長は、前記導電性接合部の高さと前記芯線の半径との和よりも長いことを特徴とする請求項1又は2に記載の同軸ケーブルの接続構造。